

令和7年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	2,083,076 千円	200,000 千円	2,283,076 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,785,712千円は、過年度分損益勘定留保資金652,033千円、当年度分損益勘定留保資金836,560千円、減債積立金200,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額97,119千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,785,712千円は、過年度分損益勘定留保資金652,033千円、当年度分損益勘定留保資金827,470千円、減債積立金200,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額106,209千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	2,637,050 千円	200,000 千円	2,837,050 千円	
第1項 企業債	1,581,100 千円	100,000 千円	1,681,100 千円	
第4項 国庫支出金	800,950 千円	100,000 千円	900,950 千円	

支 出				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	4,422,762 千円	200,000 千円	4,622,762 千円	
第1項 建設改良費	2,083,076 千円	200,000 千円	2,283,076 千円	

(継続費の補正)

第4条 継続費を次のとおり補正する。

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額(千円)	年度	年割額(千円)	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	港町雨水ポンプ場改築事業	1,561,000	5	210,000	1,961,000	5	210,000
				6	260,000		6	260,000
				7	450,000		7	650,000
				8	641,000		8	841,000
				計	1,561,000		計	1,961,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
新居浜市上下水道施設包括委託事業 (公共下水道事業)	令和8年度から令和18年度まで	13,822,000千円に物価変動等並びに消費税及び地方消費税の税率変動に伴う増減額を加算又は減算した額

(企業債の補正)

第6条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,581,100	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年4.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,681,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉